

あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多世帯同居を推進することにより空き家の発生を予防するとともに、あわら市への定住を促進することを目的として交付するあわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、あわら市補助金等交付規則（平成16年あわら市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 住居及び生計を一にする者の集まりをいう。
- (2) 多世帯同居 別居していた複数の世帯が住民票の異動を伴って同居することをいう。ただし、同居する世帯は直系親族により構成されるものとし、直系卑属の単独世帯は1世帯として数えないこととする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内に所在する一戸建て住宅（多世帯同居する者のいずれかが所有するものであって、床面積の2分の1以上が居住の用に供されるものに限る。）を改修し、多世帯同居する者であって、同居する直前に連続して3年以上別居していたもの
- (2) 補助金の交付を受けた日から10年以上多世帯同居する旨の誓約をした者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) その他市長が不相当と認めた者ではない者

2 国又は地方公共団体の他の補助事業により同一物件について補助金等が交付される者は、この要綱による補助を申請することはできない。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、多世帯同居に必要となる次の各号のいずれかに該当する既存住宅に対する工事とする。

- (1) 間取りの変更又は増築に関する工事
- (2) 次のいずれかに該当するバリアフリー改修工事
 - ア 浴室、便所、洗面所、居室、廊下、階段等への手すりの設置
 - イ 屋外に面する出入口、屋内等における段差の解消

ウ 通路、出入口等の拡張

(3) 台所、浴室、便所、洗面所等に関する設備の改修工事

(4) 同居人数の増加に伴う浄化槽の入れ替え工事その他の関連工事

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する費用の2分の1以内の額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、60万円を限度とする。

(交付の制限)

第6条 補助金は、交付対象となる住宅又は補助対象者が過去同一の補助事業により補助金の交付を受けている場合には交付しない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) リフォーム工事概要書(様式第2号)

(2) 工事着工前の写真(住宅全体及び対象工事に係る部分)

(3) 工事見積書の写し

(4) 図面(付近見取図、工事内容がわかる工事前後の図面(平面図、立面図、断面図等))

(5) 同居予定者との関係を示す書類(戸籍謄本等)

(6) 同居予定者を含む世帯全員の住民票の写し

(7) 誓約書兼同意書(様式第3号)

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、不適当と認めたときはその申請を却下し、あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更又は中止)

第9条 前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかにあわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金変更交付(中止承認)申請書(様式第5号)に、市長が指示する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更交付決定又は中止承認)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の変更交付を決定し、又は中止を承認し、あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金変更交付決定(中止承認)通知書(様式第6号)により、補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度12月末日のいずれか早い日までに、あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金完了実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 支払い証拠書類の写し
- (3) 工事中の対象工事に係る部分の写真
- (4) 工事後の建物全景及び対象工事に係る部分の写真
- (5) 同居者の住民票の写し

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第10号）により、期限を定めて補助金の返還を請求することができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

あわら市長 様

申請者
住 所
氏 名
連絡先

あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付申請書

あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金の交付を受けたいので、あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添え次のとおり申請します。

住宅の所在地	あわら市	
交付申請額	円 (補助対象経費の1/2以内、1,000円未満切捨て)	
補助対象経費	円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)	
補助事業期間	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日

添付書類

- (1) リフォーム工事概要書（様式第2号）
- (2) 工事着工前の写真（住宅全体及び対象工事に係る部分）
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 図面（付近見取図、工事内容がわかる工事前後の図面（平面図、立面図、断面図等））
- (5) 同居予定者との関係を示す書類（戸籍謄本等）
- (6) 同居予定者を含む世帯全員の住民票の写し
- (7) 誓約書兼同意書（様式第3号）

様式第2号（第7条関係）

リフォーム工事概要書

対象住宅	所在地			
	所有者			
施工業者	業者名			
	所在地			
	電話番号		F A X	
リフォーム 工 事		工 事 内 容		予定工事金額（見積額）
	補助対象工事 （※1）			円
	補助対象外工事 （※2）			円
	合 計			円
補助金の額〔1,000円未満切捨て〕 補助対象経費の1/2（最大60万円）				円

（※1）多世帯同居に必要な既存住宅に施工する下記の工事

- (1) 間取りの変更又は増築に関する工事
- (2) 次のいずれかに該当するバリアフリー改修工事
 - ア 浴室、便所、洗面所、居室、廊下、階段等への手すりの設置
 - イ 屋外に面する出入口、屋内等における段差の解消
 - ウ 通路、出入口等の拡張
- (3) 台所、浴室、便所、洗面所等に関する設備の改修工事
- (4) 同居人数の増加に伴う浄化槽の入れ替え工事その他の関連工事

（※2）上記以外の工事

多世帯同居者一覧（同居予定者を含む。）

	氏 名	続柄 (住宅所有者との関係)	同居予定者	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※ 続柄は住宅所有者との関係を記入してください。

※ 同居予定者の方は、同居予定者の欄に○印を記入してください。

様式第3号（第7条関係）

誓約書兼同意書

あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金の交付申請にあたり、次のとおり誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 申請書及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- (2) あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金の補助対象箇所については、国又は地方公共団体の他の補助事業による補助を受けていません。
- (3) 補助を受けた住宅について、補助金の交付を受けた日から10年以上多世帯同居します。
- (4) あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付要綱第14条の規定により補助金の返還を命じられた場合は、速やかにこれに応じます。

2 同意事項

あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金の適正な執行に必要な範囲内で、市長が住民基本台帳及び納税状況等を閲覧することに同意します。

年 月 日

あわら市長 様

住 所
氏 名

様式第4号（第8条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあったあわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）したので、あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

あわら市長



記

1 決定

(1) 住宅の所在地 あわら市

(2) 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費 円

補助金の額 円

(3) 備考

あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、以下の要件に該当するときは、補助金の返還請求を行うことがあります。

ア 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

イ その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

2 却下

(1) 理由

(2) 備考

ア この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、あわら市長に対して審査請求をすることができます。

イ この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、あわら市を被告として（訴訟においてあわら市を代表する者はあわら市長となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

年 月 日

あわら市長 様

申請者
住 所
氏 名
連絡先

あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金変更交付（中止承認）申請書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定を受けたあわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添え次のとおり申請します。

住宅の所在地	あわら市	
交付申請額	変更前	円
	変更後	円
(補助対象経費の1/2以内、1,000円未満切捨て)		
補助対象経費	変更前	円
	変更後	円
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)		
事業完了予定 年月日	変更前 年 月 日	変更後 年 月 日
変更（中止）の理由		

添付書類 交付申請書の添付書類のうち、変更が生じる書類

様式第6号（第10条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金変更交付決定（中止承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったあわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金の変更交付については、下記のとおり変更交付決定（中止承認）したので、あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

あわら市長



記

1 交付決定通知年月日及び番号

年 月 日 あわら市指令 第 号

2 変更の内容（中止の理由）

年 月 日

あわら市長 様

住 所
氏 名
連絡先

あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金完了実績報告書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定を受けたあわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金について、あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり報告します。

住宅の所在地	あわら市
交付決定額	円
事業完了年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 支払い証拠書類の写し
- (3) 工事中の対象工事に係る部分の写真
- (4) 工事後の建物全景及び対象工事に係る部分の写真
- (5) 同居者の住民票の写し

様式第8号（第12条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付の決定をしたあわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金について、あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

年 月 日

あわら市長



記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

年 月 日

あわら市長 様

住 所
氏 名
連絡先

あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で額の確定の通知のあったあわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金を次のとおり交付されるようあわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

振込先金融機関	銀 行 信用金庫 協同組合 支店
口座番号	(普通・当座) 口座番号 :
フリガナ 口座名義	

備考

- 1 預金通帳の写しを添付すること。
- 2 ゆうちょ銀行への振込みの場合は、振込み専用口座を記入すること。

様式第10号（第14条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定のあったあわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すこととしたので、あわら市多世帯同居リフォーム支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

年 月 日

あわら市長



記

1 交付済額 円

2 返還請求額 円

3 取消しの理由

4 返還期限 年 月 日

5 備考

- (1) この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、あわら市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、あわら市を被告として（訴訟においてあわら市を代表する者はあわら市長となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。